

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とびっくす

◆卒業後3年以内の既卒者を採用する事業主への奨励金（1/4）

平成23年度末までの時限措置であった上記奨励金の実施期間が延長されました。3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金があります。ご利用にあたっては、あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。事業主様はぜひご一読ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/10.html>

◆失業等給付に係る雇用保険料率を引き下げへ（1/6）

失業等給付のために労使が負担する平成24年度の雇用保険料率を、平成23年度の1.2%から1.0%に引き下げるべきであるという雇用保険部会の報告を、厚生労働省労働政策審議会・職業安定分科会が了承しました。

報告概要はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001zi9w.html>

◆最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業（1/10）

生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理等の相談などについて、中小企業庁が実施する支援事業と連携して、ワン・ストップで対応する相談窓口が開設されています。

詳細はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/shienjigyoyou/01.html>

◆心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定（12/26）

審査の迅速化や効率化を図るため、心理的負荷による精神障害の労災認定基準が新たに定められました。認定基準のポイントは、①分かりやすい心理的負荷評価表の定め ②いじめやセクシャルハラスメントのように出来事が繰り返されるものについては、開始時からのすべての行為を対象として心理的負荷を評価 ③精神科医の合議による判定を判断が難しい事案のみに限定したこと、です。

認定基準の概要については、別紙をご参照ください。

詳細はこちらでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html>

※（ ）は厚生労働省HP新着情報における日付です。